

### 第3章 都市計画対象道路事業の 目的及び内容（事業特性）

## 第3章 都市計画対象道路事業の目的及び内容（事業特性）

### 3.1 都市計画対象道路事業の目的

北千葉道路は、東葛地域、北総地域の東西方向の骨格となる道路であり、首都圏北部、千葉ニュータウン、成田空港を結ぶことにより、国際競争力の強化を図るとともに、地域間の交流連携、物流の効率化等、地域の活性化に寄与することが期待されます。

市川市から鎌ヶ谷市間は、東西方向の幹線道路が脆弱なため、一般国道 464 号や並行する県道等では、慢性的に渋滞が発生しています。新しい幹線道路となる北千葉道路が整備されることで、交通が分散され、渋滞の緩和が期待されます。

また、緊急輸送道路 1 次路線となっている一般国道 464 号や並行する一般国道 356 号、一般国道 296 号のいずれも 2 車線しかなく、緊急輸送道路として脆弱なため、災害時の緊急輸送ネットワークの強化が必要です。

以上の課題と求められる機能から、当該道路の政策目標は以下のとおりとします。

- 成田空港等の拠点への広域高速移動の強化
- 周辺道路の渋滞の緩和
- 災害時の緊急輸送ネットワークの強化

都市計画対象道路事業の位置は、図 3.1.1 に示すとおりです。

本事業は、首都圏との広域交通ネットワークを形成し、広域的な地域圏の連携や物流機能の強化を図ること等を目的に、東京外かく環状道路と一般国道 16 号を結ぶ延長約 15km の自動車専用道路（市川市～船橋市間の専用部）の整備を計画しており、「環境影響評価法」（平成 9 年 6 月 13 日法律第 81 号、最終改正：平成 26 年 6 月 4 日法律第 51 号）における「第一種事業」に該当します。

一方、一般部は、市川市の東京外かく環状道路（一般国道 298 号）を起点とし、千葉ニュータウンを経て、成田市へ至る延長約 43 km の幹線道路であり、地域の活性化や周辺道路の混雑緩和等を目的とし、市川市～印西市間が昭和 44 年に都市計画決定されています。そのうち鎌ヶ谷市～印西市間については、既に整備済みです。ただし、市川市～鎌ヶ谷市間の約 9 km については未整備の状況です。

しかし、市川市～鎌ヶ谷市間の一般部については、これまでの千葉県道路協議会や北千葉道路連絡調整会議での検討において、既に都市計画決定された一般部の区域を活用して専用部を導入し、専用部と一般部の併設構造とすることが確認されており、専用部の連結路は併設する一般部に設置する構造を検討しています。

また、一般部と専用部の事業目的を同時に達成させるためには、同時期に計画し、整備することが必要です。

以上のことから、市川市～船橋市間の専用部と市川市～鎌ヶ谷市間の一般部を一体の対象事業として本事業の環境影響評価を進めていきます。



図 3.1.1 都市計画対象道路事業の位置

## 3.2 都市計画対象道路事業の内容

### 3.2.1 都市計画対象道路事業の種類

一般国道の改築

### 3.2.2 都市計画対象道路事業実施区域の位置

#### 3.2.2.1 起終点

起点：千葉県市川市

終点：千葉県船橋市

#### 3.2.2.2 都市計画対象道路事業実施区域の位置

計画路線により土地の形状の変更並びに工作物の新設及び増改築がありうる範囲を「都市計画対象道路事業実施区域」(以下、「対象事業実施区域」といいます。)とし、その位置は、図 3.2.1 に示すとおりです。





また、都市計画対象道路事業に係る地域特性の把握は、原則として「対象事業実施区域及びその周囲」で行い、統計資料等の行政単位による文献調査の場合は、「対象事業実施区域及びその周囲に含まれる市川市、船橋市、松戸市、柏市、八千代市、鎌ヶ谷市、印西市、白井市の8市」(以下、「関係市」といいます。)について行いました。これらの関係市は、表 3.2.1 に示すとおりです。

表 3.2.1 関係市

県名	市名
千葉県	市川市
	船橋市
	松戸市
	柏市
	八千代市
	鎌ヶ谷市
	印西市
	白井市
計	8市



凡例

-  都市計画対象道路事業実施区域
-  都県界
-  市区界
-  調査対象外

この地図は、国土地理院発行の「1 : 50,000 地形図、東京東北部（平成 17 年 8 月 24 日）・佐倉（平成 10 年 9 月 1 日）」を使用したものである。

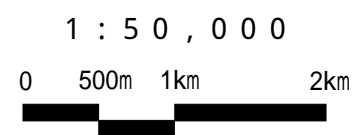
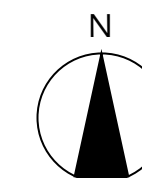


図 3.2.1 都市計画対象道路事業実施区域の位置図

### 3.2.3 都市計画対象道路事業の規模

延長：約 15km

### 3.2.4 都市計画対象道路事業に係る道路の車線の数

- ・千葉県市川市～鎌ヶ谷市  
自動車専用道路（専用部）：4車線  
一般国道（一般部）：4車線
- ・千葉県鎌ヶ谷市～船橋市  
自動車専用道路（専用部）：4車線

### 3.2.5 都市計画対象道路事業に係る道路の設計速度

設計速度：（専用部）80km/h、（一般部）60km/h

### 3.2.6 その他の都市計画対象道路事業の内容

#### 3.2.6.1 道路区分（種級）

- ・千葉県市川市～鎌ヶ谷市  
自動車専用道路（専用部）：第1種第3級  
一般国道（一般部）：第4種第1級
- ・千葉県鎌ヶ谷市～船橋市  
自動車専用道路（専用部）：第1種第3級

#### 3.2.6.2 都市計画対象道路事業に係る構造の内容

道路構造は、地表式（盛土構造、切土構造）、掘割式（掘割構造）、嵩上式（高架構造）、地下式（トンネル構造）を計画しています。

#### 3.2.6.3 休憩所の設置

本事業において、休憩所の設置の計画はありません。

### 3.3 その他の都市計画対象道路事業に関する事項

#### 3.3.1 都市計画対象道路事業の経緯

本事業の検討の経緯は、図 3.3.1 に示すとおりです。

本事業では、地域の課題をより早く効果的に解決するため、北千葉道路（市川市～鎌ヶ谷市間）の計画の策定に向けて、国、県、沿線市で構成する「北千葉道路連絡調整会議<sup>注1)</sup>」(以下、「連絡調整会議」といいます。)や「千葉県道路協議会<sup>注2)</sup>」(以下「道路協議会」といいます。)において、道路の構造や整備手法について検討を進めてきました。

また、北千葉道路の計画の概要や検討状況について広く沿線住民の方に知っていただくため、県、沿線市において「北千葉道路広報ワーキンググループ<sup>注3)</sup>」を組織し、広報紙の発行やオープンハウスを開催しています。

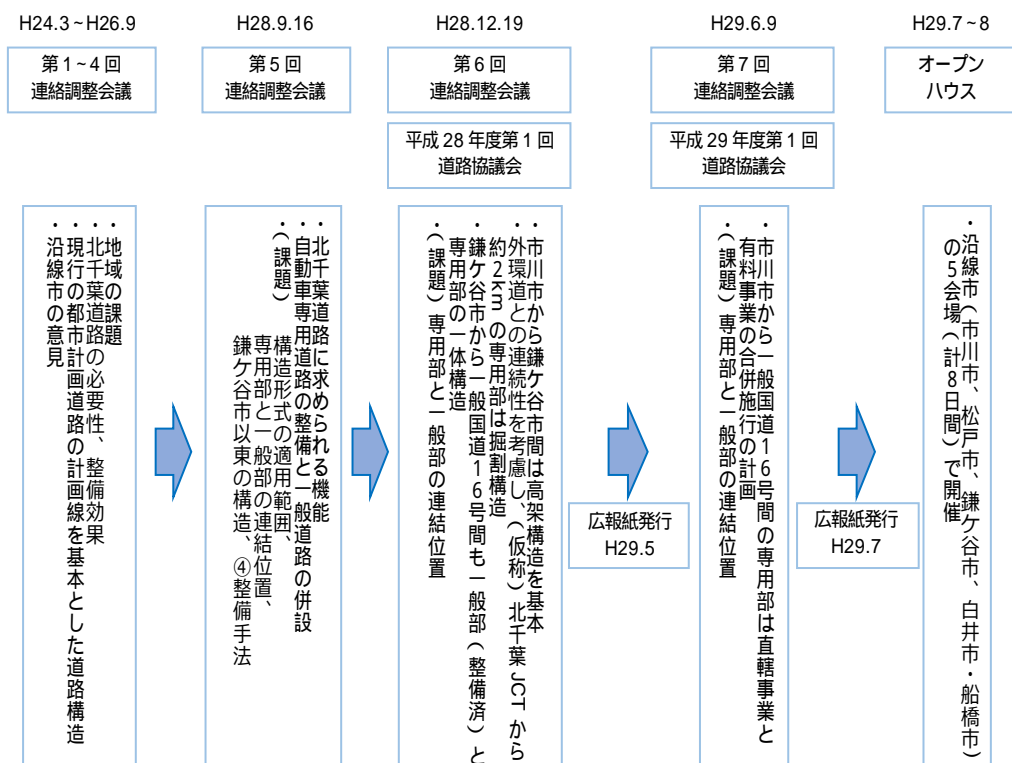


図 3.3.1 本事業の検討の経緯

注1) 北千葉道路連絡調整会議：

国・県・沿線市（市川市、船橋市、松戸市、成田市、鎌ヶ谷市、印西市、白井市）で構成され、北千葉道路の計画策定に向けて検討・協議・調整を実施。

注2) 千葉県道路協議会：

国・県・千葉市・高速道路会社で構成され、県内における道路施策等に関する検討及び幹線道路の計画・調整、道路行政に関する啓発活動を実施。

注3) 北千葉道路広報ワーキンググループ：

県、沿線市（市川市、船橋市、松戸市、鎌ヶ谷市、白井市）で構成され、北千葉道路（市川市～白井市）の検討状況等に関する広報活動等実施。

現在、道路構造については、これまでの連絡調整会議、道路協議会において検討してきた北千葉道路に求められる機能や沿線市からの意見等を踏まえ検討しています。

市川市から鎌ヶ谷市間の約9kmの区間については、一般部（4車線）と専用部（4車線）の併設構造とし、専用部については、早期整備が可能な高上式（高架構造）を基本としますが、（仮称）北千葉 JCT から約2kmの区間は東京外かく環状道路との連続性を考慮し、掘割式（掘割構造）又は地下式（トンネル構造）とすることを検討しています。また、北総鉄道との交差部周辺については、専用部は高上式（高架構造）又は地下式（トンネル構造）とすることを検討しています。

鎌ヶ谷市から一般国道16号間の約6kmの区間についても、整備済みの一般部（4車線）と専用部（4車線）の一体構造とすることを検討しています。

なお、事業手法については、これまでの連絡調整会議、道路協議会において、市川市から一般国道16号間の専用部については、早期整備のため有料事業を活用することを確認し、専用部と一般部の連結位置は引き続き検討しています。

整備イメージは図3.3.2及び図3.3.3(1)、(2)に示すとおりです。

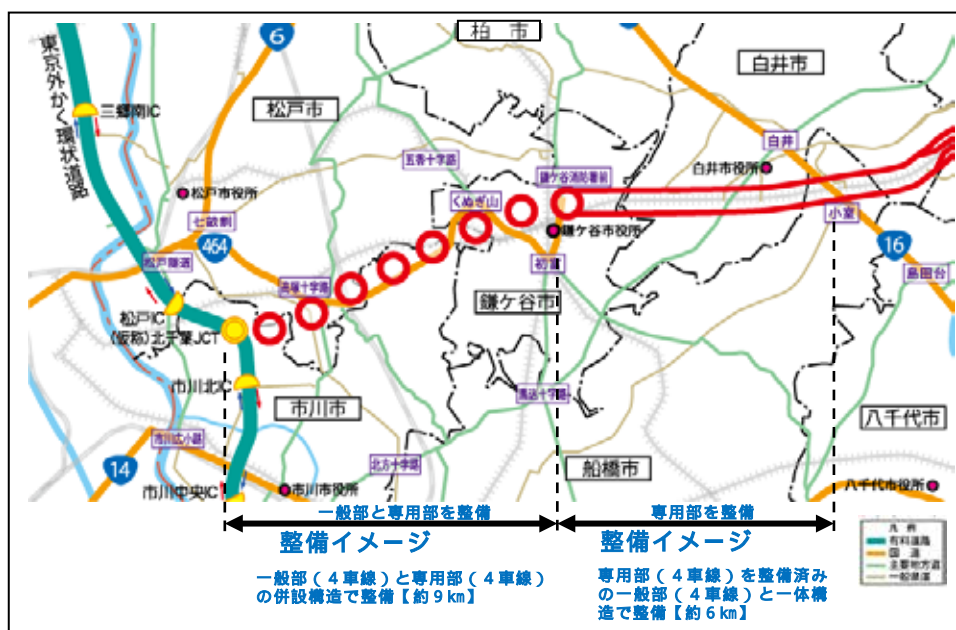
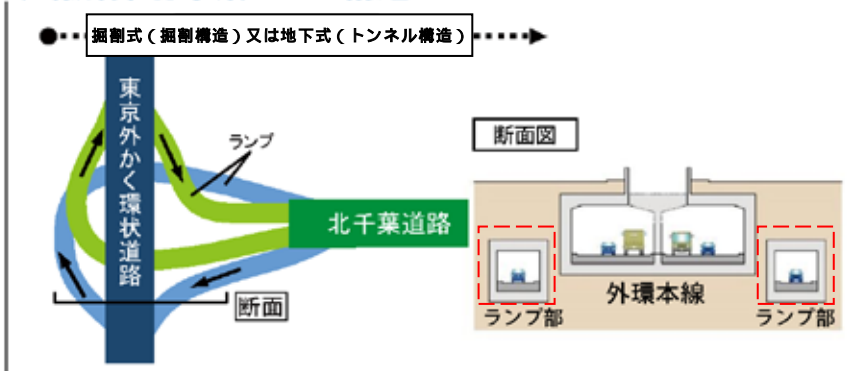


図 3.3.2 市川市～船橋市（一般国道16号）の整備イメージ（整備区間の区分）



### ◆(仮称)北千葉JCTの構造



### 整備イメージ

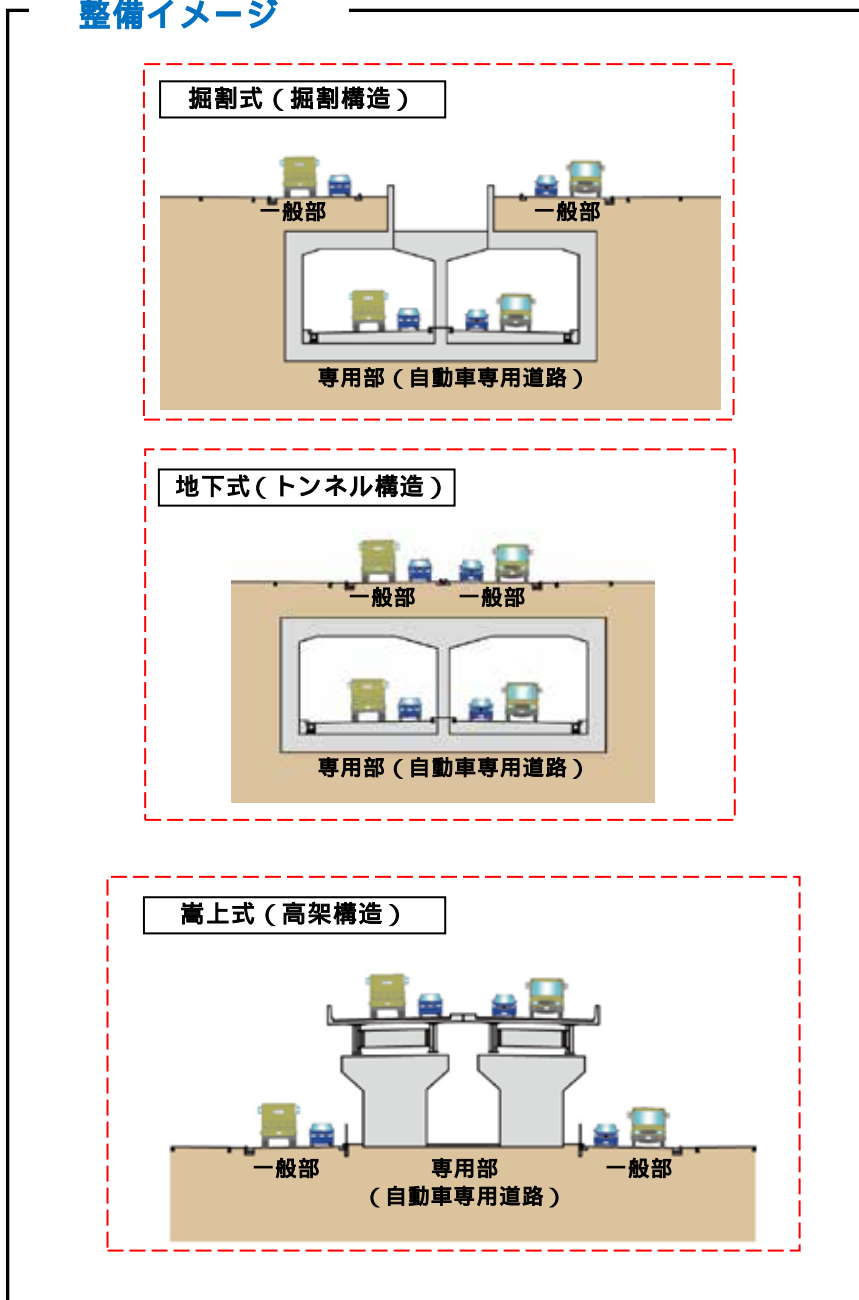


図 3.3.3(1) 整備イメージ(市川市～鎌ヶ谷市)

幅員については、道路構造令の車道幅員、路肩等を基に計画。今後、詳細な道路構造については検討します。

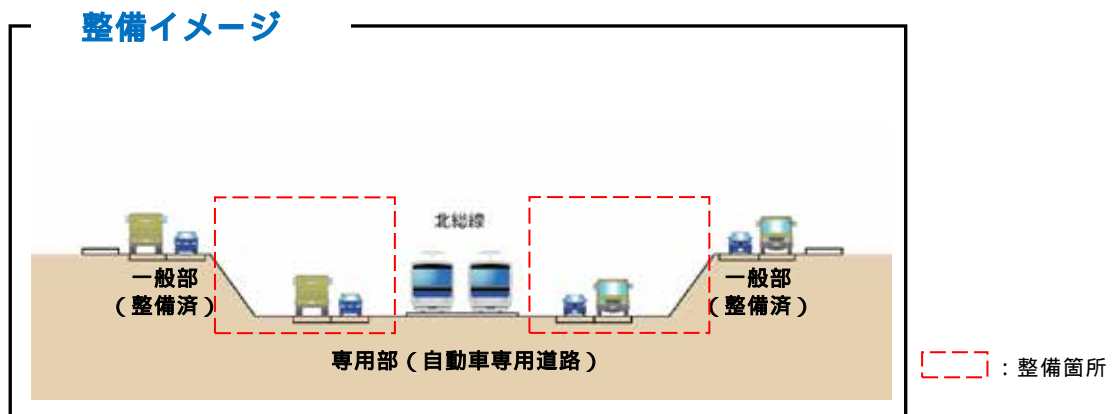


図 3.3.3(2) 整備イメージ (鎌ヶ谷市～船橋市 (一般国道 16 号))

幅員については、道路構造令の車道幅員、路肩等を基に計画。今後、詳細な道路構造については検討します。

### 3.3.2 計画段階環境配慮書以降環境影響評価方法書までの経緯

道路協議会や連絡調整会議におけるこれまでの検討結果を踏まえ作成した計画段階環境配慮書(以下、「配慮書」といいます。)を平成 30 年 1 月 16 日～2 月 20 日に公表し、平成 30 年 1 月から 2 月にかけて配慮書等の内容をパネル展示したオープンハウスを 8 回開催するとともに、沿線住民及び関係行政機関から意見を聴取し、平成 30 年 4 月 16 日の国土交通大臣意見をもって、配慮書手続きを完了しました。